

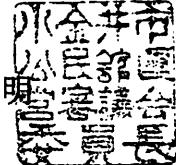


写

平成29年7月20日

小金井市公民館
館長 林 利 俊 様

第33期小金井市公民館運営審議会
委員長 立川 明



副委員長	佐々木	寿	友
委員	高橋	良	もと子
委員	宮澤	もと子	ひろみ
委員	国分	安	雄
委員	雨宮	章	江
委員	櫻井	重	信
委員	畠山	七三雄	
委員	菅沼	口	亞子
委員	川		

公民館中長期計画の策定について(答申)

平成28年1月21日付小教生公発第102号にて諮問を受けました標記の件につきまして、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

公民館中長期計画の策定について

平成29年7月

小金井市公民館運営審議会

はじめに

平成28年1月21日、公民館長より「公民館中長期計画の策定について」の諮問があり、公民館運営審議会で毎回話し合い、今回の答申に至りました。

公民館関係者だからこそ、利用者への理解が深まり、公民館を現状維持する側に立っての回答になりがちですが、平成27年の行財政改革会議答申に触れているように、例えば、他の集会施設との比較で公民館維持運営コストは、財政の負荷過多との見方をされている現実も忘れてはなりません。また、他市の動きも調べました。これらを含めた、広く、深い答申になっていると思います。

公民館は、誰でもが気楽に集い、一人一人、地域が持っている悩みを学習し、人づくり、地域づくりに貢献してきました。また、芸術文化、趣味を通じての日常活動、利用者団体の発表会、展示会等を開催し、お互いを切磋琢磨してきました。すなわち、公民館は、多くの市民がつどい、学び、成長し、協議、連絡、連携、なかまづくり、地域づくりを支援するプラットホームの役割を果たしており、さらに強化していきたいと思います。

また、個人主義、人と人とのかかわりが薄くなった時代、何かに悩み、物足りなさを感じたり、人と人とのかかわり方をどうしたらよいかの方法を見いだせない方々がおられます。そんな方々やあらゆる年代の方々に、公民館は学習、趣味、ボランティア、遊び等の色々な選択肢を提供でき、楽しみや生きがいのある人生のプログラムを用意しています。

上に述べた公民館に内在する素晴らしい力を活用していただけなければ、今後の公民館の存在価値はうすれていきます。公民館からの情報発信、より多くの幅広い年代の市民の方々の参加、学校、福祉等の多種多様な団体と一体となった活動の拡大等、まだまだ公民館として努力しなければなりません。これからも公民館関係者一体となり、さらに、多くの市民に愛される場、生きがいのある場を提供し、支援していきます。まずは、公民館に足をお運びください。

目 次

1 公民館の 70 年のあゆみと公民館の役割	1
(1) 公民館のあゆみ (1946 年から 1990 年頃まで)	
① 公民館の設置、目的	
② 公民館の発展	
(2) 公民館の役割	
(3) 公民館講座から生まれた活動団体事例	
(4) 公民館のあゆみ (1990 年代から現在まで)	
① 公民館を取り巻く環境の変化	
② 貫井北センターの設置	
(5) 公民館の今後の果たすべき役割	
2 現状の公民館配置と問題点	5
(1) 現状の公民館配置	
(2) 公民館本館の仮移転後の問題点	
① 公民館空白地区の発生	
② 学習スペース等活動スペースの不足	
③ 学習機能の不足	
3 今後の公民館配置のあり方	7
(1) 公民館本館の業務	
(2) 今後の公民館の配置	
(3) 公民館本館の本移転について	
4 公民館の運営及び事業展開のあり方	9
(1) 社会教育施設か生涯学習施設かということについて	
(2) 公民館の運営体制の比較と今後の取り組み (業務委託) について	
① 公民館の運営体制について	
② NPO 法人市民の図書館・公民館こがねいへの事業委託の評価	
③ NPO 法人を取り巻く環境の整備	
④ 緑分館の業務の検討	
⑤ 今後の検討スケジュール	
(3) 公民館本館のセンター化の検討	
① 専門性を備えたスタッフの現場配置の重要性	
② 職員のセンター化	
5 公民館費用(施設使用料)の受益者負担について	14
6 まとめ	15

1 公民館の70年のあゆみと公民館の役割

(1) 公民館のあゆみ（1946年から1990年頃まで）

① 公民館の設置、目的

・公民館の誕生は、1946(昭和21)年に出された、文部次官通牒「公民館の設置運営について」、「寺中構想」に始まり、この中で、公民館の設置、目的が述べられており、全国の市町村に設置が奨励された。

公民館の目的は次の3点とされていた。

民主主義、平和主義を身についた習性にするまで自身を訓練する。

豊かな教養を身に着け、文化の香り高い人格を作るよう努力する。

上記により、郷土に産業を興し、郷土の政治を立て直し、郷土の生活を豊かにする。

・法的には、日本国憲法(第26条)「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する」を基本に、教育基本法、社会教育法(1949年、昭和24年制定)に規定され、地域住民の社会教育を推進する拠点施設として位置付けられている。

② 公民館の発展

・全国的には、日本の高度成長期を背景に、公民館は社会教育の拠点として、学びを通して(市民の学習権を保障し)、住民自治、自立精神を育み、人と人、地域と地域を結ぶ役割を果たし各地で普及した。

(1990年の全国の公民館数17,931館、三多摩地区の公民館数74館)

この間の公民館活動は、1974(昭和49)年に「新しい公民館を目指して」(いわゆる三多摩テーゼ)に、「公民館の4つの役割」「7つの原則」として集大成されている。

・小金井市においては、1953(昭和28)年に小金井市公民館が開設され、当初より、市民参画を目的とした企画実行委員制度を条例にて制度化し、社会教育の拠点として、以下の公民館の役割を果たし、地域課題を具体化し、市民の学習の場として、地域づくり、まちづくりに貢献してきた。

この間、1953年の公民館開設に続き、1973年に公民館本町分館、公民館貫井南分館、1988年に公民館東分館、1991年に公民館緑分館が開設され、地域性を重んじた地域密着型の公民館活動を行ってきた。

(2) 公民館の役割

上記の活動を通じて、公民館の役割は定着し、大別すると次の4つとなる。

役割1 いつでもだれでもが気楽に立ち寄り、話せる市民のたまり場(市民参加へのきっかけづくり、窓口)となること。

役割2 市民が抱えている課題、地域が抱えている課題を具体化し、共に学習し、自己成長(自治、自立の精神を養成)を図ること。

役割3 学びを通して、人と人、地域と地域をつなぎ、地域づくり、まちづくりを支援すること。(市民力、地域力の養成)

役割4 市民による文化、芸術活動への場の提供をすること。

※別紙1 (P4) 公民館の役割概念図

※資料1 小金井市公民館基本方針

(3) 公民館から生まれた活動団体事例

上記の公民館活動からは、多くの活動団体が組織化され、地域課題を解決する活動を展開している。

※資料2 公民館講座から生まれた活動団体事例

【福祉との共生の例】

- ・公民館講座婦人学級「老後問題についての取り組み」がスタートで、その後「老後問題研究会」を結成、この活動が、小金井市の福祉（リハビリ）の発展に結び付いて現在に至っている。また、長年公民館の事業として行っている障害者のための講座「みんなの会」等、福祉関連のテーマを対象にした講座、活動を行ってきた。

- ・公民館講座女性セミナー「子どもの時間を取り戻そう」の受講者有志が主体となり、種々の活動を重ね、現在のNPO法人「小金井遊パーク」に発展した。

上記以外にも、子育て、子育ち関係の学習を通して、グループ化された団体も多く生まれている。

【世代間交流、地域高齢者の活用の例】

- ・平成21年、囲碁クラブ「小金井鳥鷺の会」が中心となり、公民館東分館講座「ひがし子ども囲碁教室」を企画運営し、通年、毎週土曜日に小中学生を対象に実施している。

(4) 公民館のあゆみ (1990年代から現在まで)

① 公民館を取り巻く環境の変化

1991年のバブル経済崩壊以降、われわれを取り巻く環境は大きく変化している。

- ・日本経済の低成長期、地方財政のひっ迫による行政改革の必要性の高まり
- ・少子化、高齢化、格差社会等の社会構造の変化
- ・地域での人と人のつながりの希薄化(家族関係の変化、町内会、自治会の減少)
- ・地球規模の課題(環境問題、温暖化)

その一方、市民力、地域力は、確実に向上してきている。

② 貫井北センターの設置

前記のように財政状況が厳しい中、小金井市においては、2014(平成26)年4月に永年の懸案であった公民館空白地区の貫井北地区の貫井北センター(公民館図書館併設)が設置され、公民館空白地区はなくなった。

(5) 公民館の今後の果たすべき役割

前記環境の変化に伴い発生している諸課題は、多様化、無境界化の課題が多く、従来の縦割り行政だけでは解決が難しいものがあり、市民、地域と一体となって解決することが望ましい。この市民力、地域力の育成の拠点としての活動、特に前述の役割2、3の深化、および、従来の枠を超えたより広範囲な連携による地域づくり、まちづくりが、今後の公民館の果たすべき重要な役割となる。

・地域課題を共に学び、課題を解決する市民力、地域力の養成の場

市民が抱えている課題、地域が抱えている課題を具体化し、皆で学び、学びを通して自己成長(自治、自立の精神等)するとともに、同時に学ぶ喜びも味わう。その結果として、人と人、地域と地域を結び、地域課題の解決に結び付ける。このような活動を支援するのが公民館の役割であり、社会教育の実践の場として、市民力、地域力の養成の場としての役割を果たす。

・従来の枠を超えた連携を進め、より多くの市民が楽しく生きがいを感じる場

公民館で学ぶ諸課題は、上記のごとくに多様化しており、公民館で学び、福祉関係団体で実践して、福祉との共生を図り、図書館、博物館、児童館とのコラボレーションを進め、地域と学校の信頼関係づくりにより、学社一体の活動を実現することにより、地域関係団体、商工会、NPO法人、自治会、町内会等の広範囲にわたる従来の枠を超えた連携活動(ネットワークづくり)を進め、より多くの市民が集い活動し、生きがいを感じる場とすることにある。

ネットワークづくりによる事業展開の提案 -攻めの公民館活動を-

・地域関係団体会議の設置

現状の利用者懇談会は、年に1度、それも出席者が少ないことが課題となっている。

職員、企画実行委員、市民の代表等より広範囲の団体の代表が一堂に集まり、市民の抱えている問題点、取り上げてほしいテーマ等について、定期的に(年3、4回位)話し合う場を設定するなどの工夫をする。

・公民館利用者登録団体の活用、市民への参加のお誘い

上記をジャンル別に分類し、(団体名は避け)市民に公開、事務局を通じて、市民、他の団体等の参加・情報交換、共同活動等を可能にする。

※別紙1 公民館の役割概念図

(役割2)

学びを通して自治・自立の精神を養成し、
自身が成長する場

- ・個人が抱えている今日的課題、地域が抱えている課題、現代社会を心豊かに生きていく課題等を市民が企画し、共に学び、話しあい成長する場

学びは力を生む

(役割3)

地域（人）と地域（人）とをつなぎ、地域づくり、まちづくりをする支援する場

- ・公民館での学びを通し、自己実現を図る自主サークルを育て、支援する
- ・公民館から育ったサークルと市内の多様な人材、学校、関係諸機関と連携し、地域のネットワークづくりを行う
- ・上記活動を通して、まちづくり、地域づくりを行う

地域力、市民力の養成

公民館の講座から生まれたグループ活動例参照

公民館の役割

- ・市民がいつでも気軽に立ち寄り、だべっていける場、相談の場（茶の間、フリースペース、カフェ…）

社会参加へのきっかけづくり

市民のたまり場

(役割1)

- ・文化、芸術サークル活動団体への支援、成果発表の支援、場の提供
- ・公民館まつり等の開催等、市民交流を図る

市民による文化、芸術活動を支援する

(役割4)

2 現状の公民館配置と問題点

(1) 現状の公民館配置

小金井市においては、前述のごとく、1953 年の公民館の設置から、1991年の縁分館の設置まで、5 館の公民館が設置された。その後、長年の懸案であった貫井北センター（公民館と図書館）を、2014 年に開所した。これにより中央線と小金井街道によって分けられる 4 地区に、それぞれ、中学校区に対比する形で 4 つの公民館分館が配置され、また、市の中央部に本館と本町分館が配置されている。これによって目安として、誰でもが歩いて 15 分（1km）程度の距離には公民館がある地域密着型配置が完成し、それぞれの公民館が、長年蓄積してきた伝統と地域性を生かした公民館活動を行っている。（2015（平成 27）年度の年間来場者 31.1 万人と 2012（平成 24）年度の約 20%増）

※別紙 2（P6）公民館配置図

(2) 公民館本館の仮移転の問題点

上記のように、バランスのとれた公民館配置が完成していたが、2016（平成 28）年 3 月末に、旧公民館本館が老朽化のため閉鎖され本町分館に仮移転となり、現在に至っている。これにより以下の問題点が発生している。

① 公民館空白地区の発生

旧公民館本館が、本町分館に仮移転した結果、中町地区、前原地区の一部地域の約 10,000 名の市民が、上記目安（誰でもが歩いて 15 分で行ける、1 km の範囲）から外れる公民館空白地区が発生している。

※資料 3 本館仮移転後の公民館空白地域

② 学習スペース等の活動スペースの不足

旧本館は、延べ床面積 672 m²、学習スペース 321.2 m²（学習室等 5 部屋）、本町分館は、延べ床面積 372 m²、学習スペース 187.3 m²（学習室等 3 部屋）となっていたが、本町分館のスペースに集約されたため、それへの対応として、本館と本町分館の事業を合わせて従来の 3 分の 2 とする、青年学級、シルバー大学等の事業を外出しする（185 時間分の外出し）、他公民館分館に事業自体を振り替える等の対策を取っている。しかしそれでも、現公民館本館の利用率は、27 年度に 59.2% であったものが、28 年度 4 月から 29 年 2 月の平均で 68.2%（学習室 B は、2 月は、83.4%）まで上がっており、抽選外れで、予約が取れないなど、利用者の不満も多くなっている。

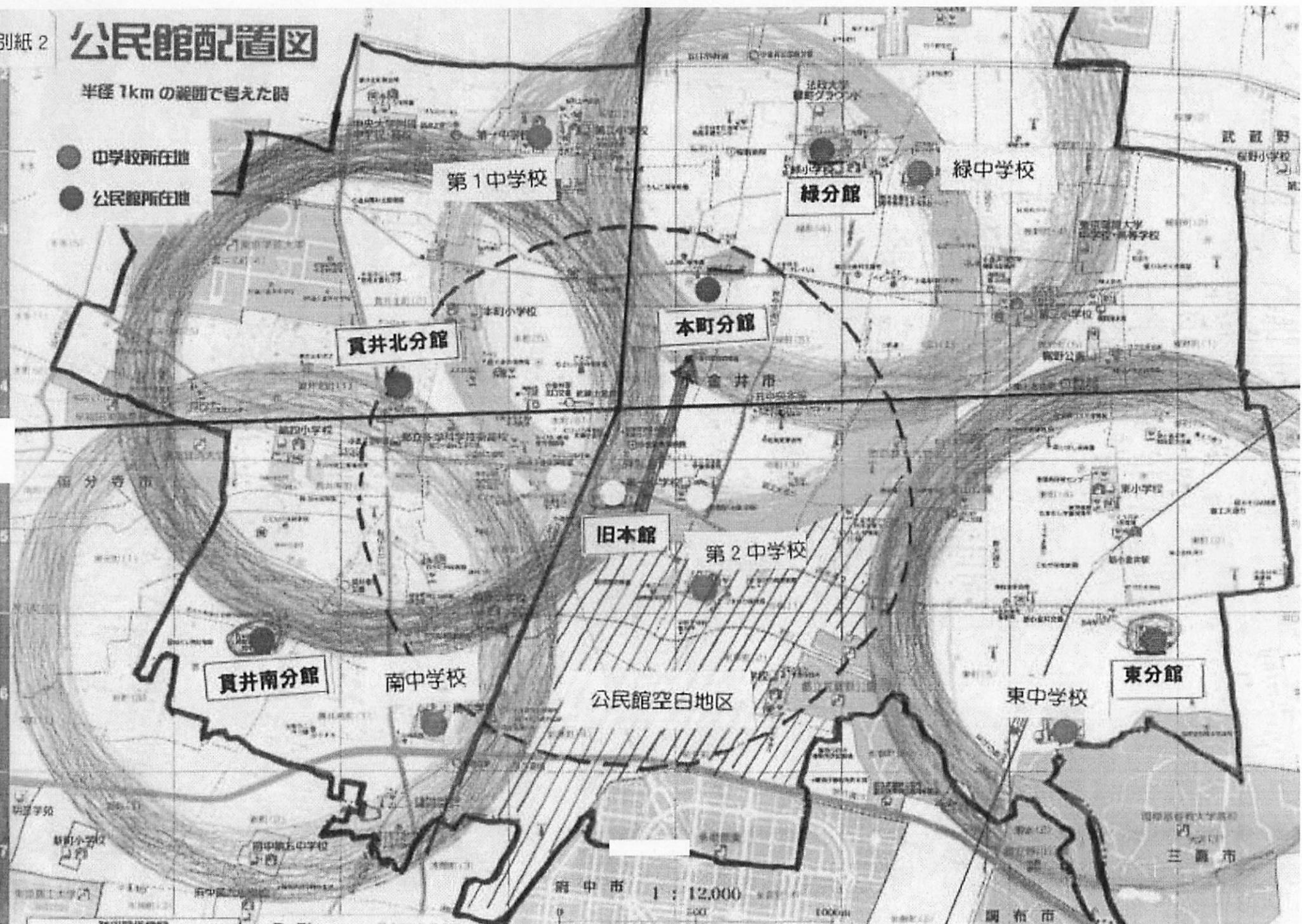
③ 活動機能の不足

学習スペースの問題以外にも、ロビー、視聴覚室、IT ルーム、家事室等の機能がなく、講座の組み立てに腐心しており、他館の設備を利用する等して対応している。

公民館配置図

半径 1km の範囲で看えた時

- 中学校所在地
- 公民館所在地



3 今後の公民館配置のあり方

(1) 公民館本館の業務

現状の公民館本館業務は、大別して次の2つの機能を果たしており、今後も同様の機能を果たすべきと考える。

- ① 公民館全体を統括する本部機能、すなわち庶務係、事業係
- ② 各分館と同様の各地区に対応した公民館機能

(2) 今後の公民館の配置

下記のとおり、①現状5館体制(複合施設内等に本館を本移転+4分館)、②スリム型公民館配置(公民館本館機能のみ+4分館)、③中央公民館と4分館体制(中央公民館に職員を集中、各分館事業は出前)の3案を選択肢として比較検討した。

① 現状5館体制について

小金井市の公民館配置の特徴は、地域密着型配置であり、それぞれの分館が地域性を生かし、4つの役割を主体に公民館活動をしてきた。この地域配置は、現在本館の仮移転により崩れ、2-(2)で示したような問題点が発生している。したがって、人口密集地域である前原、中町、本町地区に、本館業務①と②を持つ、本館を本移転させ、5館体制とすることが望ましいと考えられる。

② スリム型公民館配置について

現在の公民館本館のように、上記(1)公民館本館業務の①と②が、同一場所にあれば、本部機能を司る職員が、常に現場の実情を把握でき、現場からの遊離が起きず、公民館全体の運営、人材育成の面で好ましい。また、兼任ができる全体の人員削減にもつながると考えられる。したがって、公民館本館機能①のみを切り離し、あとは、地区の4分館とするのは避けるべきと考える。

③ 中央公民館と4分館体制について

公民館活動の主体は市民であるが、職員の職務は重要である。すなわち、日々市民と接し、生の声を吸収し、企画、実施に結び付けることが大切であり、各分館に専門性の高い、企画力の優れた職員を継続して配置することが大切である。この考えは、平成25年の公運審答申(仮称)貫井北町地域センター運営等についても述べられている。

以上の検討により、①現状5館体制が望ましいと考えられる。

※ 旧本町分館は、本移転先が具体化する時点で検討することになろうが、公民館本館の分室として、職員配置は現状のままとすること等が考えられる。

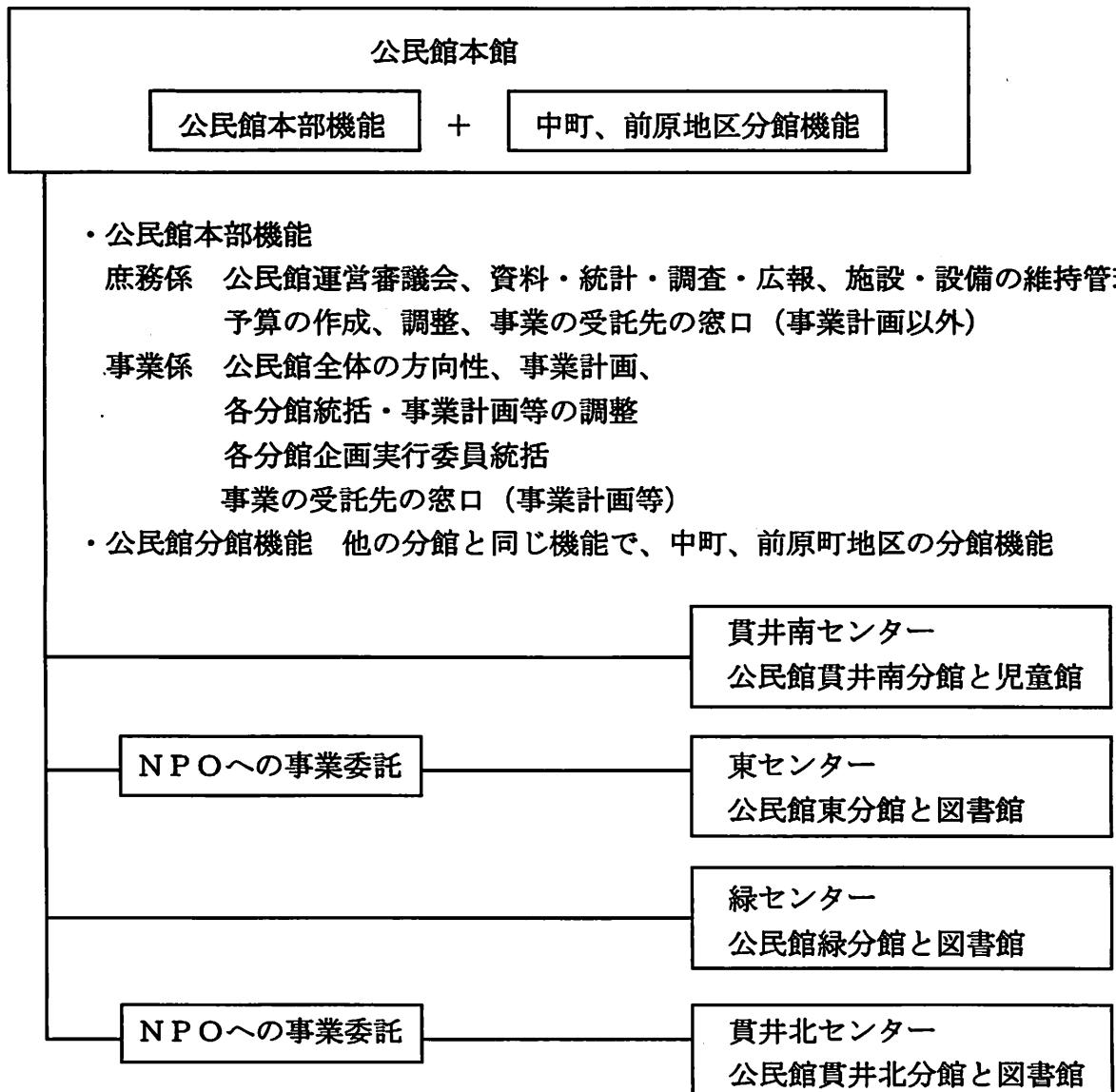
(3) 公民館本館の本移転について

公民館本館の仮移転後の問題点、利用者懇談会、市民説明会等の市民の意見を踏まえれば、早急に公民館本館の本移転先を決めることが求められている。

行政においては、社会教育(公民館)の重要性を認識し、公民館本館の位置づけを明確にし、次の①、②に留意して、早急に移転計画を策定し、その実現を図ってほしい。

- ① 規模は、会議室スペース（旧本館並み 321m²）、共用部、事務スペースを別途要する。
- ② 場所は、中央線より南側、蛇の目跡地から現本庁舎の間とする。

参考：5館体制想定図



4 公民館の運営及び事業展開のあり方

(1) 社会教育施設か生涯学習施設かということについて

公民館と生涯学習センターの一般的な位置づけや機能の違いは次の表のとおりである。

公 民 館	生涯学習センター コミュニティーセンター
1 社会教育の場として、法律で位置づけられている。 (社会教育法、公民館条例)	1 法律による規定はない（条例あり）
2 前述の4つの役割を主体に活動（特に、一人一人、地域の課題と共に学び、人と人地域を結びまちづくり（地域力、市民力の養成）に寄与している。	2 生涯学習センター、平成2年、中央教育審議会答申によれば各自が自発的意思に事月行うもので、自己に適した手段・方法は、自らが選んでこれを生涯を通じて行う (自由な学習者・市民に委ねる) そして、上記を進めるための学習情報の提供に努める。
3 主体は市民であり、実務は、職員、企画実行委員、市民等で実施している。	3 コミュニティーセンター・昭和44年国民生活審議会答申 地元（自治会、町内会）からスタートし、市民による文化、芸術、スポーツ活動を主体に活動 多くの場合指定管理者制度を導入している。
4 公民館運営審議会を設置、各種事業の企画実施についての調査、審議を行っている。	

小金井市の公民館は、表中の4つの役割を果たしており、次のような理由から、今後も社会教育法の範疇で、社会教育施設（公民館）として活動していくことが望ましいと考える。

- ① 小金井市においては、2012(平成24)年に市民交流センターを、2014(平成26)年に貫井北センターを別々の場所に開設している。この時点で、生涯学習センター、コミュニティーセンター設置構想はなく、公民館の地域密着配置による充実を図る方向で進んできた。
- ② 三多摩地区他市の調査では、3分の2は、社会教育法の範疇の公民館としているが、一方、社会教育法の範疇から外し、文化、芸術、娯楽の場（生涯学習センター）として、社会教育関係職員の削減、施設使用料を有料化している市もある。※資料4 三多摩地区の公民館の動向
- ③ 生涯学習センター、コミュニティーセンターは、多くの場合、指定管理者制度を導入しているが、その団体の長の意識にもよるが、公民館の役割（市民参加、学習の質等）が十分に認識されず、地域性も薄く、採算重視になりやすく、人の集まる事業に偏りやすい。

(2) 公民館の運営体制の比較と今後の取り組み（業務委託）について

公民館活動の主体は市民であるが、それを支援するスタッフの存在は大きい。今後の社会教育を考えるとき、市民サービスの最前線として、専門性の高い、企画力の優れたスタッフをきちんと現場に配置し、継続性を保ち育成していくことの必要性を確認した上で、業務委託について市の方向性を明確にする必要がある。業務委託について、以下の点に留意する必要がある。

① 公民館の運営体制について ※別紙3 (P12) 公民館の運営体制の比較

2014年、貫井北センターの開所時の判断として、図書館・公民館の運営については、NPO法人を育成し事業委託する(NPO設立・市民協働型事業委託)との方向が出され、NPO法人「市民の図書館・公民館こがねい」が設立され、事業委託された。

社会教育の場としての公民館の運営については、特に、公募の指定管理型は、市民参加が保証されない、生涯学習の質が、指定管理者の意向により左右されやすいこと、収益本位になりやすく人の集まる趣味や芸術等に偏りやすい等が懸念され、経費削減だけで判断すべきでないと考えられる。また、設備管理までを含めた包括的な能力を備えた団体に限定され、収益を重視した一般企業になりやすい等の問題点がある。

公民館の果たしてきた役割を達成するためには、この分野の知識の豊富な人の集まつた市民協働型のNPO法人への事業委託の範囲にとどめるべきである。

② NPO法人市民の図書館・公民館こがねいへの事業委託の評価

貫井北センターが、NPO法人市民の図書館・公民館こがねい(以下「NPO法人」という。)に業務委託されてから3年余りが経過し、また、東センターが、平成27年8月よりNPO法人に業務委託された。

貫井北センターについては、新設で設備の利便性もよく、専門性の高い熱意に燃えた職員が集まつたこと、ボランティアで活動しているNPO法人の理事、役員の方の努力により、一定の評価を得ている。(事業評価等参照)

例えば、若者への取り組みの充実、各種講座の質、企画の充実、センター祭り等、着実に実績を上げている。(公民館主催事業時間は、月間131時間)

一方、東センターについては、実質現体制が動き出したのは、平成28年4月(委託は平成27年8月から)であり、委託後一年が経過する平成29年度以降に事業評価を行う必要がある。

③ NPO 法人を取り巻く環境の整備

NPO 法人をさらに継続、安定的に発展させていくためには、いくつかの内在する課題、(例えば、理事、職員の定着化への方策、契約期間、契約方式のあり方等) が懸念される。当事者である NPO 法人、生涯学習部、市民協働担当部課(コミュニティ文化課)等を交え、NPO 法人を取り巻く環境の整備について市当局の活動を見守っていきたい。

④ 緑分館の業務の検討

緑分館については、現存他の公民館にない青少年センター機能を引き継いでいる。すなわち、浴恩館公園のテニスコート等の運動施設、野外調理場、宿泊使用施設の業務を含んでおり、公民館としてこの業務の取り扱いについて検討する必要がある。

⑤ 今後の検討スケジュール

今後さらに、業務委託を進めるか否かは、上記に挙げた環境の整備状況、NPO 法人の体制整備等を含めた総合的な判断が必要であり、拙速に進めるべきではない。

別紙3 公民館の運営体制の比較

比較内容	直営型	非直営型		
		NPO 設立・市民協働型		公募型
		事業委託型	指定管理型	指定管理型
定義	制度作りから企画・実施までの一連の公民館運営を行政単独で行う	NPO 法人やサークル、大学、などの専門性に着目して NPO 法人を設立して、事業委託を行う	NPO 法人やサークル、大学などの専門性に着目して NPO 法人を設立して、事業だけでなく、施設の管理等を含めて包括的な指定管理契約を結ぶ	左記 NPO 法人だけでなく、民間企業を含めて、公募により寄って受託者を決め、包括的な指定管理契約のもとで施設を運営する
管理の主体	事業、施設管理とも行政	事業の企画・実施 例：NPO・市民の図書館・公民館こがねい	事業、施設管理とも指定管理者 市民協働型 NPO？	事業、施設管理とも指定管理者 NPO 法人だけでなく民間企業も可 例：市民交流センター
契約の形態		委託契約	協定：指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲を定める	協定：指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲を定める
メリット	・意思決定、運営上の権限と責任が明確である ・自治体の教育施策の維持	・NPO の得意の分野である事業企画に専念できる ・地域の NPO と行政、市民との一体化感が生まれる。 ・自治体の教育施策の維持	同左	・民間企業の発想、ノウハウを活用できる ・経費削減が最も大きい。
デメリット	・事業運営における効率性、柔軟性に課題がある	・業務履行が契約によって、規定化、標準化されやすい。	NPO の不得意な分野も含まれる場合には、その分野が負担となる。 (例えば、現在の NPO・市民の図書館・公民館こがねいでは、施設管理は不得手)	・市場原理に勝る企業が有利。 ・市民参加が保証されない、生涯学習の質が、団体の意向により左右される。 ・収益本位に陥りやすく、人の集まる趣味、芸術、スポーツ等に偏りやすい

(3) 公民館本館のセンター化の検討

公民館本館のセンター化とは、各分館職員を本館に集約し、各分館担当者（例えば人材管理センター所属）を設置し、本館を拠点に分館業務を遂行することを意味する。

センター化の是非については、次の①、②を留意して検討する必要がある。

① 専門性を備えたスタッフの現場配置の重要性

考慮点1 公民館活動のキーは、各分館に信頼できる社会教育に対して専門性の高い職員が配置されていること。各公民館の窓口職員が大きな大きな役割を果たしている。

すなわち、日々の現場で市民と対話し、その中から課題を抽出し、企画立案し、その過程で「いくつかの気づき」を体験し、次の活動に結び付けていく専門性、感度の高い職員を、現場に常駐させることが重要である。

考慮点2 平成25年7月26日公運審の（仮称）貫井北町地域センター運営について（答申）の中でも、運営体制にかかわらず、当センターへの専門的職員配置の重要性をうたっている。

上記の考慮点から、公民館活動の充実のため鍵の一つは、現場に社会教育に詳しい専門性の高いスタッフを各公民館に常駐せることである。したがって、単なる職員の削減の面からのセンター化は行うべきではない。

② 職員のセンター化

現在でも、貫井北センター、東センターは、市の職員ゼロとなっており、その意味でこの2館は、センター化したことになる。ただし、従来の職員と同等のスタッフが配置されており、このような形態で職員のセンター化を検討すべきと考えられる。

また、市の職員が配置されている直営館は、第一線を担う職員の役割を考慮し、人材育成の面を含め現状の職員配置とすべきであると考えられる。

5 公民館費用(施設使用料)の受益者負担について

公民館講座の受講に際し、例えば、陶芸教室の窯焼きの燃料代等実費は徴収しているが、施設使用料の有料化(受益者負担)については、様々な意見がある。

下記の(1)～(4)の観点から、他市の実態の調査を含めて検討した。

※資料5 公民館費用(施設使用料)の受益者負担について

(1) 教育の基本理念

憲法、教育基本法で規定している基本的人権の一つ、すべての国民が、等しく教育を受ける権利を有する。すなわち、経済的な理由等により、教育の機会を失なわないよう配慮する必要がある。

(2) 社会教育の拠点としての公民館の果たしてきた役割

社会教育の場として、市民、地域が抱えている問題、課題を取り上げ、皆で学び、学びを通して自己成長を図り、行動に移す。この行動の結果が、人と人を結び、地域、まちづくりに結び付く。すなわち市民力の向上の一助となっている。

このような役割を果たしている公民館活動を有料化することは、市民に負担感を与え、地域、まちづくり活動を停滞させる恐れがある。

(3) 受益者負担の考え方

特定の利用者が利益の程度に応じてその経費の全額または一部を負担し、実質的な公平性を確保するという受益者負担の考え方は、市民感情として強いものがあり、この点にも配慮する必要がある。

(4) 行財政改革の面

徴収額、徴収にかかる人件費、システム構築費用等の総合的な検討から、費用削減になるかの判断が必要である。

上記のような観点に配慮して総合的に判断した結果、有料化にする場合には次のような対応が望ましいと考えられる。

(1) 公民館施設使用料は、減免規定付き一部有料とすること。

減免規定(無料)適用事業として考えられるもの

- ・公民館、行政主催事業
- ・市民協働事業団体で市の補助を受けている団体が公民館で行う事業
- ・上記以外は、集会施設の減免規定に準ずる。

(2) 徴収額、徴収方式については、それにかかる経費、徴収した金額の使途等との整合性を図ること。

6　まとめ　～答申の趣旨を生かした公民館運営を～

社会教育の実践の場としての公民館活動は、戦後に始まり70年を経過した。

この間、社会情勢は大きく変化しており、この情勢変化を踏まえ、公民館は今後どのような方向に向かうのか、公民館の存在価値等が問われている。

そして、社会の転換期であるこの時期に、公民館長より諮問が出されたことは、タイミングであり、公民館関係者として、中長期計画を立案することは必須と考え、1年余の間、真摯に取り組んだ。

本答申の作成に当たり、過去の公民館活動の歴史、エビデンスをできるだけ調査するとともに、公正性を保ち、広い視野で立案するため、他市の動向の調査、公民館関係者のヒヤリングを行った。これらの積み重ねによりできるだけ泥臭く事実より掘り起こし、方向性を出し提言としてまとめた。

本答申は、公民館長よりの諮問事項、小金井市行財政改革プラン2020に含まれる公民館関係の諸課題を対象として検討し、方向性を示した。したがって、すぐに実現できる課題、公民館施設使用料の有料化の如くさらに検討を加え1、2年以内に実現を図るべきもの、公民館本移転を含む総合施設の建設の如く数年かかるもの等が含まれる。確実な実現を図るために、毎年、本答申の実現状況をモニターしていく必要がある。

最後に、過去に多くの答申が出されているが、答申だけで終わり、その実行がなおざりにされたケースが散見される。市当局においては、厳しい財政状況ではあるが、本答申の提言を前向きに真摯に捉え、実行に最大限の努力を払っていただきたい。